

令和5年6月

# 令和6年度の税制改正に関する要望書

名古屋税理士政治連盟

会長 菱田 裕之



# 最重点要望事項

## 【所得税】

- 所得控除を見直すこと。  
〔要望事項1〕 1頁参照
- 所得税の確定申告期限を延長すること。  
〔要望事項2〕 3頁参照

## 【消費税】

- 消費税は単一税率とすること。  
〔要望事項7〕 6頁参照
- 各種課税制度の選択できる時期を見直すこと。  
〔要望事項8〕 7頁参照



# 令和6年度の税制改正に関する要望

本連盟は、令和6年度の税制改正に際し、特に緊急かつ重要と思われる13項目について要望書を取りまとめました。

この要望書は中小企業者等、納税者の税負担の適正化を求めて、次のような視点から提言をしています。

1. 公平な税負担
2. 理解と納得のできる税制
3. 適正な事務負担
4. 時代に適合する税制
5. 透明な税務行政

国会議員の皆様におかれましては、本連盟の意とするところをお汲み取りいただき、党内審議及び国会審議に際しましては、本連盟の要望実現に向けて是非ともご尽力、ご支援賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和5年6月

名古屋税理士政治連盟

会長 菱田 裕之

# 目 次

## 税制改正に関する重点要望事項

### 【所得税】

- ◎ 1. 所得控除を見直すこと。 1 頁
- ◎ 2. 所得税の確定申告期限を延長すること。 3 頁

### 【法人税】

- 3. 損金算入規定等について見直すこと。 3 頁

### 【相続税・贈与税】

- 4. 相続税の課税方式を法定相続分課税方式から遺産取得課税方式に変更すること。 4 頁
- 5. 生前贈与加算の期間を7年に延長すること等に伴う適切な措置を講ずること。 5 頁

### 【消費税】

- 6. 適格請求書等保存方式（インボイス方式）の導入を見送るべきである。 5 頁
- ◎ 7. 消費税は単一税率とすること。 6 頁
- ◎ 8. 各種課税制度の選択できる時期を見直すこと。 7 頁

### 【地方税】

- 9. 婚姻期間が20年以上の配偶者からの贈与により居住用不動産を取得した場合は不動産取得税を非課税とすること。 8 頁
- 10. ふるさと納税の適正化を図ること。 8 頁

### 【複数税目共通】

- 11. 減価償却の計算方法として定率法と定額法の選択制は維持した上で簡素な計算方法に見直すこと。 9 頁
- 12. 少額の減価償却資産における取得価額基準を引上げること。 10 頁
- 13. 税法上の親族の範囲を各税法の趣旨に合わせた範囲にすること。 10 頁

# 税制改正に関する重点要望事項

## 【所得税】

### ◎ 1. 所得控除を見直すこと。

(1) 年少扶養親族に対する扶養控除を復活させること。(所法2、84)

#### 〔理由〕

年少扶養親族（16歳未満）に対する扶養控除は、子ども手当の財源としてその制度が廃止された。しかし、その後、子ども手当は廃止され、改組された児童手当も所得制限が設けられているため、年少者を扶養する者に対する社会保障上の支給と所得税における所得控除のバランスが著しく損なわれている。

国民が安心して結婚し子どもを産み育てることができる生活基盤の確保を後押しし、少子化問題に対応する観点からも、税務の立場からは、早急に16歳未満の扶養親族も扶養控除の控除対象扶養親族に含めるべきである。

(2) 基礎控除額を引き上げること。(所法86)

#### 〔理由〕

基礎控除額は、本来、憲法25条に定める「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障する最低生活費としての性格を有するものと考えられる。その考えによるならば、基礎控除額の水準は、生活保護制度における生活扶助基準額程度は必要となるが、これと比較しても十分な額とはいえ、その役割を果たしているとはいえない。

まずは最低生活費の意味合いを持つ基礎控除額に関しては、前述の生

活扶助基準額などを参考にして大幅にその金額を引き上げるべきであり、その後において関連諸制度の整理見直しをすべきである。

平成30年度の税制改正では、フリーランスや起業者など様々な形態で働く人々を支援するため、給与所得控除額や公的年金等控除額を基礎控除額に振り替える見直しが行われた。あわせて、所得再分配の観点から、所得が一定額を超える者について、基礎控除額及び配偶者控除額等を逡減・消失させるとともに、公的年金等以外に一定額を超える所得を得ている者については、公的年金等控除額を引き下げるなど、各種控除の見直しが行われた。

しかしながら、基礎控除は、前述のとおり基礎的な人的控除であり、憲法25条の生存権を保障するために最低生活費相当額を控除する制度であることから、納税者本人の所得金額に応じて逡減・消失させるべき控除項目ではない。

また、働き方の多様化により、フリーランスや起業者などと、給与所得者や年金受給者との間に不公平があるのであれば、各種所得の金額を計算する上において合理的な基準により負担調整を行うべきであり、所得控除に振り替える調整をすべきではない。

さらに、現状の所得控除方式によると高所得者ほど税額削減効果が高く、有利であるという問題については、所得控除方式の人的控除を行った後の課税所得に対して適用される税率構造（ブラケット）を調整すべきである。

## ◎2. 所得税の確定申告期限を延長すること。(所法120)

### 〔理由〕

所得税の確定申告期限は3月15日であるが、毎年税制改正により所得税に関する規定がますます複雑化しており、確定申告書の作成においてより多くの時間が必要になっている。また、令和5年10月1日から導入が予定されている消費税のインボイス制度により納税者の所得税の確定申告に係る負担がさらに増大するものと考えられる。個人事業者の消費税の確定申告期限が3月31日であることや所得税の確定申告情報を基に課税する地方税の賦課課税事務への影響を考慮して、所得税の確定申告期限は少なくとも3月末日まで延長すべきである。

### 【法人税】

## 3. 損金算入規定等について見直すこと。(法法34)

(1) 法人税法において役員給与は原則損金算入であることを明示すること。

### 〔理由〕

職務執行の対価として会社法に従って適法に支払われた役員給与は、損金の額に算入されるべきであり、役員給与は原則損金算入であることを法人税法に明確に規定すべきである。現行の法人税法34条の規定を改め、過大な役員給与等損金不算入になる要件を別に限定的に定めるべきである。

(2) 退職給付引当金及び賞与引当金の繰入れについて損金算入を認めること。

[理 由]

就業規則等により退職金や賞与の支払を明確に規定し、退職給付引当金、賞与引当金を合理的に算定している法人については、当期の負担と考えられる金額の損金算入を認めるべきである。

**【相続税・贈与税】**

4. 相続税の課税方式を法定相続分課税方式から遺産取得課税方式に変更すること。

[理 由]

現行の相続税法では、遺産取得課税を前提としつつも、税負担総額は各相続人の実際の取得額にかかわらず、遺産の総額と法定相続分によって一律に算出するという我が国独特の制度である法定相続分課税方式を採用しているため、次のような問題がある。

- 同額の遺産を取得した場合でも遺産の総額や法定相続人の数により相続税額が異なる。
- 相続財産に申告漏れがあり修正申告等をした場合には、その漏れていた財産の取得者だけでなく、全ての相続人や受遺者の相続税額に影響を及ぼす。
- 相続税の申告をする場合、他の相続人から、相続により取得した財産だけでなく、生命保険金や死亡退職金の金額の提示を受けなければならない。

よって、相続人や受遺者が実際に取得した財産に各々課税する遺産取得課税方式へ変更すべきである。

また、遺産取得課税方式に移行した場合、各相続人が取得した財産に応じて相続税が課されることから、連帯納付義務は当然に廃止されるべきである。

## 5. 生前贈与加算の期間を7年に延長すること等に伴う適切な措置を講ずること

### 〔理由〕

これまで相続開始前3年以内に行われた贈与について相続財産に加算することとされていたが、令和6年1月以降の贈与については、7年に延長されること、延長された4～7年前に贈与された財産については、合計金額から100万円を控除することとされた。

暦年課税制度と相続時精算課税制度のいずれかを納税者が選択するにせよ、資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築の観点から、さらに税率や、期間の長期化に伴う書類の保管、手続などの納税者の負担増について適切な措置を講ずるべきである。

### 【消費税】

## 6. 適格請求書等保存方式(インボイス方式)の導入を見送るべきである。

(新消法30①、57の2～57の4)

### 〔理由〕

令和5年10月に予定されているインボイス方式では、現行の免税事業者は、インボイスを発行することができないため、免税事業者が不利な取引条件を求められたり、取引自体から排除されたりするおそれがある。また、インボイスを保存することが、仕入税額控除の要件とされるため、インボイスの発行や保管などの事務の増加は中小企業にとって極めて重

い負担となることが見込まれる。

現行の消費税法は取引慣行や中小企業の納税事務負担に配慮した帳簿方式を採用し、請求書等の保存などにより制度の透明性は確保されている。また、帳簿方式は事業者が法人税や所得税の申告のために作成している会計帳簿によって仕入税額控除を行うことができ、インボイス方式と比べて事業者の納税事務負担ははるかに少なく済むと思われる。

よって、帳簿方式を継続し、インボイス方式の導入を見送るべきである。

## ◎7. 消費税は単一税率とすること。(消法29)

### [理 由]

消費税の軽減税率は、次に掲げる理由により廃止し、単一税率に戻すべきである。

- ①軽減税率制度による軽減効果は、低所得者より高所得者の方がその恩恵をより多く享受することになり、低所得者に対する負担軽減策としては不十分である。さらに、軽減税率制度により一定の消費税の逆進性は緩和されるが、逆進性そのものが解消するわけではなく、低所得者の税負担率は相対的に高いままとなる。
- ②軽減税率制度による税収減収額を補てんするため、標準税率の更なる引上げ、社会保障給付の抑制が必要になる。
- ③軽減税率制度を導入している諸外国を見ても、軽減税率の対象となる品目が必ずしも合理的に決定されているとは認めがたく、そもそも明確な基準を設定することは困難である。また、その選定に当たっては、業界団体の圧力や政治的介入を招き、恣意性が排除できなくなるおそれがある。
- ④軽減税率制度は、経済活動に対する競争中立性を阻害するおそれがある。

## ◎ 8. 各種課税制度の選択できる時期を見直すこと。(消法1、9、37)

### 〔理由〕

消費税の各種課税制度の選択については、基準期間の課税売上高による判定ではなく当該課税期間の課税売上高による判定とするべきである。

基準期間又は特定期間の課税売上高により納税義務を判定する現行の制度では、その課税期間の課税売上高が多額であっても免税事業者となる場合や、反対に、その課税期間の課税売上高が1,000万円以下であっても納税義務が生じる場合があり、小規模事業者にとって極めてわかりにくい制度となっている。こうした弊害を解消するために、納税義務を判定するための基準期間制度を廃止し、全ての事業者を課税事業者とした上で、課税期間の課税売上高が1,000万円以下の小規模事業者には、申告・納付を不要とする申告不要制度を創設すべきである。

また、現行の簡易課税制度の適用を受けようとする場合の「消費税簡易課税制度選択届出書」や、免税事業者が多額の設備投資を行い、消費税の還付を受けようとする場合の「消費税課税事業者選択届出書」は、いずれもその適用を受ける課税期間開始前に提出しなければならない。しかしながら、この取扱いが全ての事業者に周知・理解されているとは言い難く、また、従来より経済環境の変動要因が多い中、小規模事業者が課税期間開始前までに提出の可否を適切に判断することは非常に困難であり、その判断いかんにより納税額に大きな差異が生じるなど、大きな負担を強いるものとなっている。

よって、以下の各届出書の提出時期を、確定申告書の提出期限までとするよう改正すべきである。

- ①消費税課税事業者選択届出書
- ②消費税課税事業者選択不適用届出書

- ③消費税簡易課税制度選択届出書
- ④消費税簡易課税制度選択不適用届出書
- ⑤消費税課税期間特例選択・変更届出書

## 【地方税】

9. 婚姻期間が20年以上の配偶者からの贈与により居住用不動産を取得した場合は不動産取得税を非課税とすること。

### 〔理由〕

贈与税の配偶者控除制度は、老後生活を安定させるため最も必要であると考えられる居住用不動産を配偶者から贈与を受ける場合、受贈者の税負担を軽減する目的で制定された優遇措置である。

本来配偶者がこの特例を利用して居住用財産を取得した場合、他の不動産を取得した場合と同様に不動産取得税を課税することは、結果として、新たに税負担を引き起こすことになる。この点は制度趣旨に鑑みて適切ではない。

よって、贈与税の配偶者控除制度が適用される贈与については、不動産取得税はこれを非課税とすべきである。

10. ふるさと納税の適正化を図ること。(地法37の2)

### 〔理由〕

本来、住民税は、応益課税の観点から、納税者が住所地を有する自治体に、行政サービスを受ける対価として納付するものと考えられている。しかし、ふるさと納税が普及し、納税者の意志により、任意に納税先を選択できることとなり、結果として、本来の住所地への納税額が減額されているという弊害が指摘されている。

また、実際の運用段階において、当初制度設計時には想定されていなかった諸問題も同時に指摘されている。

平成31年度税制改正では、返礼品について、その調達額を寄附額の30%以下で、かつ、地場産品とするという基準を守らない自治体については指定自治体から除外するとの規定が設けられたが、寄附文化の醸成を図るのであれば、ふるさと納税には一定の限度額を設け、本来の寄附金税制を充実すべきである。

### 【複数税目共通】

11. 減価償却の計算方法として定率法と定額法の選択制は維持した上で簡素な計算方法に見直すこと。(所令120の2 法令48の2)

#### 〔理由〕

近年、国際財務報告基準の導入やグローバルな展開をする企業グループ内での処理統一化といった観点から、企業会計においては減価償却方法を定額法へ統一する動きがみられる。税務上も平成28年度税制改正により、建物附属設備、構築物の減価償却方法は定額法が強制適用されることとなった。

しかし、中小企業においては、処理の統一よりも投資時の影響に関心が高く、定額法への統一化は中小零細の納税者の投資意欲を減退させる可能性があるため、引き続き定率法と定額法を選択適用を認めるべきである。

また、現在採用されている定率法の計算方法は、耐用年数の途中で改定取得原価及び改定償却率を用いた定額償却への切替えを行う必要があり、納税者自身が計算する際には非常に煩雑な作業を強いられることとなっている。事務負担の軽減、制度の簡素化のために、例えば残存価額

が1円に達するまで同一の償却率により償却計算を継続するなど、納税者自身が計算できるような簡素な計算方法に見直すべきである。

## 12. 少額の減価償却資産における取得価額基準を引上げること。

(所令138、139、法令133、133の2、措法28の2、67の5)

### [理 由]

取得価額が30万円未満の減価償却資産については、措置法による中小企業者の特例や一括償却などの方法が併存し、複雑な制度となっている。事務負担の軽減及び投資の促進のために、個人・法人の区別なく、また法人の規模・種類を問わず、全額必要経費又は損金に算入できる減価償却資産取得価額基準を、一律30万円未満に統一すべきである。

## 13. 税法上の親族の範囲を各税法の趣旨に合わせた範囲にすること

### [理 由]

税法の課税要件における親族は、多くの場合、民法における親族の6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族を借用している。

しかし、現代社会では、以前とは違って社会生活が変化しており、6親等の血族まで親密な関係であることは稀である。それにもかかわらず、法人税法において同族会社の判定をする場合、グループ法人税制において個人株主による完全支配関係の判定をする場合、財産評価基本通達に従って取引相場のない株式を評価する場合等にこのような親族範囲を適用するのは、納税者の感覚からかけ離れているだけでなく、親族確認に要する事務負担が少なくない。

したがって、各税法における課税要件の適用範囲を、例えば「生計を一にする親族」、「同居親族」、「配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び1親等

の姻族」、「3親等内の血族、配偶者、1親等の姻族」など各要件に応じて個別に規定し、実態に合わせたものに見直すべきである。